

JMDM お取引様向け人権・労働状況確認アンケート

○ 調査概要

今回の調査は、当社の年間調達額の約75%を占める主要サプライヤー2社に関する人権リスクを確認しました。

○ 調査期間

2025年8月1日～2025年8月29日

○ 調査項目・内容

「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」で定められた4つの中核的労働基準を基軸として、以下の項目を確認しました。

評価結果

主要サプライヤー2社は、人権、労働問題に対し高い意識を持ち、以下に示すとおり、積極的な取り組みが見られました。

▶ 人権方針と体制

主要サプライヤー2社は、人権方針の策定、研修、及び内部通報制度の整備に取り組んでいます。これにより、従業員への周知と問題発生時の対応体制が確立されていました。

▶ 労働慣行、及び雇用における差別の禁止

主要サプライヤー2社は、児童労働・強制労働や労働者への差別の禁止に関する方針や体制が確立されており、サプライチェーン全体の信頼性を高めるものとなっていました。

▶ 結社の自由と団体交渉の権利の認識と尊重

主要サプライヤー2社は、労働組合の有無にかかわらず労使間の対話が行われており、従業員が自由に意見を表明し、会社と建設的な対話を行う機会を設けていました。

▶ 労働安全衛生

主要サプライヤー2社は、法定健康診断の実施に加え、ストレスチェックや長時間労働者との面接など、従業員の心身の健康を維持・管理を適切に実施していました。

▶ 外国人労働者管理

主要サプライヤー1社は、過去に外国人技能実習生を受け入れた実績がありましたが、その際に問題が発生していないことを確認しました。同社が適正な雇用管理、及び受け入れ体制を構築していました。